

令和7年5月定例
四万十町教育委員会
会議資料

日 時： 令和7年5月15日（木）午前9時00分

場 所： 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

会 議 次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 会議録署名委員の指名

4 議 題

- ① 教育長職務代理者の指名について
- ② 承認第1号 専決処分の承認について
- ③ 承認第2号 専決処分の承認について
- ④ 承認第3号 専決処分の承認について
- ⑤ 承認第4号 専決処分の承認について
- ⑥ 議案第1号 川口小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑦ 議案第2号 仁井田小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について
- ⑧ 議案第3号 四万十町図書館協議会委員の任命について
- ⑨ 議案第4号 四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員の委嘱及び任命について
- ⑩ 議案第5号 四万十町スポーツ推進委員の委嘱について
- ⑪ 議案第6号 四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について
- ⑫ 議案第7号 四万十町いじめ防止基本方針について

5 協議事項

6 報告事項

- ① 四万十町少年補導センター少年補導員について
- ② 4月入学式・始業式の欠席者状況について
- ③ 5月連休明けの児童・生徒の出席状況について
- ④ 就学前健診プロジェクトについて
- ⑤ 十和小・中学校校舎整備計画について

7 その他

- ① 今後の日程について

教 育 長	山脇 光章
委 員	横山 順一、 谷口 和史、 野中 裕子、 西谷 史
事 務 局	川上 武史、 今西 浩一、 真城 和也、 都築 桂

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 13 条第 2 項の規定に基づき、教育長の職務を代理する委員を下記のとおり指名する。

令和 7 年 5 月 1 5 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

教育長職務代理者 _____ 委員

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）抜粋

（教育長）

第十三条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

承認第1号

専決処分の承認について

窪川小学校学校運営協議会の委員の委嘱及び任命について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

窪川小学校学校運営協議会の委員について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年4月16日

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

窪川小学校学校運営協議会委員名簿

令和7年4月16日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	今西 澄子	●●●●●●●●●●
	井上 博文	●●●●●●●●●●
	谷口 芳彦	●●●●●●●●●●
	尾崎 弘明	●●●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	中尾 佳亮	●●●●●●●●●●
	吉村 心	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者	黒岩 範久	榊山町3-7
(4) 学校関係者	山田 佳代	新開町297-1
	中内 朋子	香月が丘8-18
	窪添 泰平	琴平町7-8
(5) 学識経験を有する者	齋藤 マサ	榊山町3-7
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年4月16日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和7年3月31日に終了した後、4月8日以降に学校長から委員の推薦及び活動の実施予定が示されたため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

承認第2号

専決処分の承認について

影野小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

影野小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年4月23日

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

影野小学校学校運営協議会委員名簿

令和7年4月23日現在

選出区分	氏名	備考
(1) 対象学校の所在する地域住民	浜田 好清	●●●●●●●●●●
	横山 礼子	●●●●●●●●●●
	市川 一夫	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	浜田 大彰	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推進員その他対象学校の運営に資する活動を行う者		
(4) 学校関係者	山本 千代	影野653
(5) 学識経験を有する者	佐竹あゆみ	影野640-2
	松原真由美	替坂本41-5
(6) 前各号に掲げる者のほか教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年4月23日 ~ 令和9年3月31日

アドバイザー

氏名	勤務先・職名	住所
岡村 啓右	(株)高知銀行 窪川支店長	●●●●●●●●●●

任期 : 令和7年4月23日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和7年3月31日に終了した後、4月8日以降に学校長から委員の推薦及び活動の実施予定が示されたため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

参 考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

(平成 18 年四万十町教育委員会規則第 4 号)

(委任)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 25 条第 1 項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

- (1) 教育行政の基本方針に関すること。
- (2) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。
- (3) 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。
- (4) 教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。
- (5) 教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。
- (6) 法第 26 条の規定による点検及び評価に関すること。
- (7) 法第 29 条に規定する意見の申出に関すること。
- (8) 幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。
- (9) 教科書の採択に関すること。
- (10) 教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。
- (11) 重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。
- (12) 教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。
- (13) 文化財の町指定に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

(重要異例の事務の処理)

第 2 条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、特命があるとき、又は事案の特に重要と認められるもの異例に属するもの若しくは規定の解釈上疑義があるものについては教育委員会の決定を求めなければならない。

(教育長の専決)

第 3 条 教育長は、緊急の場合には、第 1 条各号に規定する事務を専決することができる。

(委員会への報告)

第 4 条 教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

- (1) 第 1 条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。
- (2) 前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者(以下「アドバイザー」という。)を委嘱することができる。

承認第3号

専決処分の承認について

田野々小学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

田野々小学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年5月1日

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

田野々小学校学校運営協議会委員

令和7年5月1日現在

選出区分	氏名	備考
(1) 対象学校の所在する地域住民	林 瑞穂	●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	武内 厚樹	●●●●●
(3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	佐々木隆司	●●●●●
	中屋 桂子	●●●●●
	柴 久幸	●●●●●
	津野 修三	●●●●●
(4) 学校関係者	近森佐代子	●●●●●
	稲田 充宏	大正291
	門田 清子	大正385-1
(5) 学識経験を有する者	金子 千佐	大正93
	石元 仙人	大正590-1
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年5月1日 ~ 令和9年3月31日

アドバイザー

氏名	住所	備考
中屋 康	●●●●●	四万十町議会議員

任期 : 令和7年5月1日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和7年3月31日に終了した後、4月8日以降に学校長から委員の推薦及び活動の実施予定が示されたため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(教育委員会等による指導及び助言等)

第13条 教育委員会は、協議会の運営に関し、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

3 教育委員会は、必要に応じ、協議会の運営及び活動に関して助言等を行う者(以下「アドバイザー」という。)を委嘱することができる。

承認第4号

専決処分の承認について

窪川中学校学校運営協議会の委員の変更について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第4条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別紙

専 決 書

窪川中学校学校運営協議会の委員及びアドバイザーについて、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和7年5月13日

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

窪川中学校学校運営協議会委員名簿

令和7年5月13日現在

選 出 区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する地域住民	弘田 麻紀	●●●●●●●●
	緒方 正綱	●●●●●●●●
	中越 恵美	●●●●●●●●
	高橋美恵子	●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者	古谷 翼	●●●●●●●●
	森本 英和	●●●●●●●●
	野中 裕子	●●●●●●●●
(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者	山崎 一	●●●●●●●●
(4) 学校関係者	中内 朋子	香月が丘8-18
(5) 学識経験を有する者	和田 拓	北琴平町6-1
	中平 均	榊山町3-7
	窪添 泰平	琴平町7-8
(6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者		

任期 : 令和7年5月13日 ~ 令和9年3月31日

【専決処分を行った理由】

前任者の任期が令和7年3月31日に終了した後、4月8日以降に学校長から委員の推薦及び活動の実施予定が示されたため、その推薦に基づき委嘱及び任命を行いました。

参 考

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

議案第 1 号

川口小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第 3 条第 1 項に基づき、川口小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和 7 年 5 月 1 5 日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

川口小学校学校運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	弘田 美幸	●●●●●●●●●●
	山田 隆俊	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	弘瀬 勝也	●●●●●●●●●●
	宮崎 卓也	●●●●●●●●●●
	窪田 雅之	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他対象学校の運 営に資する活動を行う者	槇野 章	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	大崎 幸	●●●●●●●●●●
	藤原 寛美	●●●●●●●●●●
(5) 学識経験を有する者	吉良 泉	●●●●●●●●●●

任期 : 令和7年5月28日 ~ 令和8年3月31日

参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則 抜粋

(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

議案第2号

仁井田小学校学校運営協議会委員の委嘱又は任命について

四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第3条第1項に基づき、仁井田小学校学校運営協議会の委員を別紙のとおり委嘱又は任命することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

別 紙

仁井田小学校学校運営協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
(1) 対象学校の所在する 地域住民	山本 弘光	●●●●●●●●●●
	水田みき子	●●●●●●●●●●
	戸田 悦子	●●●●●●●●●●
	市川 愛久	●●●●●●●●●●
	牧野 剛史	●●●●●●●●●●
(2) 対象学校に在籍する 児童及び生徒の保護者	石田健太郎	●●●●●●●●●●
(3) 地域学校協働活動推 進員その他の対象学校の 運営に資する活動を行う 者	都築 正志	●●●●●●●●●●
	石田 芳秋	●●●●●●●●●●
(4) 学校関係者	森田 麻里	四万十町仁井田1920
(5) 学識経験を有する者	戸田 晶秀	●●●●●●●●●●
	松原真由美	四万十町替坂本41-5
(6) 前各号に掲げる者の ほか、教育委員会が適当で あると認める者		

任期 : 令和7年5月29日 ~ 令和9年3月31日

参 考

- 四万十町立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則【抜粋】
(令和2年四万十町教育委員会規則第10号)

(委員の構成等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域住民
- (2) 対象学校に在籍する児童及び生徒の保護者
- (3) 社会教育法(昭和24年法律第207号)第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 学校関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当であると認める者

2 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

3 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 前条第3項の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

議案第3号

四万十町立図書館協議会委員の任命について

四万十町立図書館設置条例第7条第2項の規定に基づき、下記の者を四万十町立図書館協議会委員に任命することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

■ 委員とする者の氏名等

所 属 等	川口小学校校長
氏 名	大崎 幸 (おおさき さち)
備 考	条例第7条第2項第1号に該当する者

【参考】

<変更前>

区 分	氏 名	備 考
学校教育及び社会教育の 関係者	吉岡 栄作	七里小学校校長

<変更後>

区 分	氏 名	備 考
学校教育及び社会教育の 関係者	大崎 幸	川口小学校校長

任期：令和7年5月16日～令和8年3月31日

■四万十町立図書館協議会委員名簿

区 分	氏 名	備 考
(1) 学校教育及び社会 教育の関係者	大崎 幸	川口小学校
(2) 家庭教育の向上に 資する活動を行う者	刈谷 明子	
(3) 学識経験のある者	武内 文治	
	金子 仁	
	竹村 君子	

任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日
令和7年5月16日～令和8年3月31日
(大崎 幸)

【参考】

四万十町立図書館設置条例（平成 18 年四万十町条例第 175 号） 抜粋

（図書館協議会）

第 7 条 法第 14 条第 1 項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、委員会が任命する。

- （1） 学校教育及び社会教育の関係者
- （2） 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- （3） 学識経験のある者

3 委員の定数は、5 人以内とする。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

6 会長は会務を総理し、副会長は会長を補佐するとともに会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 委員が職務を行うために要する費用弁償については、別に定める。

議案第4号

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員の任命について

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱（令和4年教育長告示第2号）第3条第2項の規定に基づき、下記の者を四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員に任命することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

■ 委員とする者の氏名等

所 属 等	川口小学校校長
氏 名	大崎 幸（おおさき さち）
備 考	要綱第3条第2項第3号に該当する者

所 属 等	健康福祉課
氏 名	井上 なつ子（いのうえ なつこ）
備 考	要綱第3条第2項第4号に該当する者

所 属 等	教育委員会事務局学校教育課
氏 名	都築 桂（つづき かつら）
備 考	要綱第3条第2項第4号に該当する者

【参考】

<変更前>

区 分	氏 名	備 考
(3) 小中学校の代表者	吉岡 栄作	七里小学校校長
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	石川 恵理	健康福祉課
	谷岡 杏菜	教育委員会事務局学校教育課

<変更後>

区 分	氏 名	備 考
(3) 小中学校の代表者	大崎 幸	川口小学校校長
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	井上なつ子	健康福祉課
	都築 桂	教育委員会事務局学校教育課

任期 : 令和7年5月16日 ~ 計画の策定

■四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会委員名簿

令和7年5月15日現在

区 分	氏 名	備 考
(1) 読書活動に関し、知識及び知見を有する者	尾形 千晶	高知県立図書館
(2) 図書館協議会委員	刈谷 明子	
(3) 小中学校の代表者	大崎 幸	川口小学校校長
(4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員	井上なつ子	健康福祉課
	池田 康人	十和地域振興局町民生活課長
	都築 桂	教育委員会事務局学校教育課
(5) 公募により選任する者	杉浦 妙子	
	野村 宏	

任期 : 令和4年12月 1日 ~ 計画の策定
令和7年 5月16日 ~ 計画の策定
(大崎 幸、井上 なつ子、都築 桂)

四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会設置要綱【抜粋】

(令和4年教育長告示第2号)

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第49号）第8条第1項の規定による子どもの読書活動の推進に関する計画及び視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する計画並びに生涯にわたる切れ目のない町民の読書活動推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、四万十町生涯読書活動推進計画（以下「計画」という。）を策定するため、四万十町生涯読書活動推進計画策定委員会（以下、「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 読書活動に関し、知識及び知見を有する者
- (2) 図書館協議会委員
- (3) 小中学校の代表者
- (4) 町職員のうち、健康福祉課、高齢者支援課、学校教育課の職員
- (5) 公募により選任する者
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画を策定するまでとし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期についても同様とする。

議案第5号

四万十町スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項及び四万十町スポーツ推進委員に関する規則第3条及び第4条に基づき、補欠のスポーツ推進委員を下記のとおり委嘱することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

住 所 四万十町●●●●●●

氏 名 下村 瑞生

生年月日 ●●●●年●●月●●日

任 期 令和7年5月16日から令和8年3月31日まで

参 考

■ 委員とする者の氏名等

住 所	四万十町●●●●
氏 名	下村 瑞生 (しもむら みずき)
生年月日	●●●●年●●月●●日
備 考	●●●●●●●●●●

○四万十町スポーツ推進委員名簿

区 分	氏 名	住 所	備 考
社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及びスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うのに必要な熱意と能力を有する者	田邊 一忠	四万十町●●●●	
	八木 敏伸	四万十町●●●●	
	武田 秀義	四万十町●●●●	
	山本 俊之	四万十町●●●●	
	西村 勝文	四万十町●●●●	
	利岡 守	四万十町●●●●	
	中平 良子	四万十町●●●●	
	牧野 秀男	四万十町●●●●	
	羽方 厚司	四万十町●●●●	
	田邊 誠進	四万十町●●●●	
	林 浩史	四万十町●●●●	
	中平ゆかり	四万十町●●●●	
	竹内 浩子	四万十町●●●●	
	松下 知史	四万十町●●●●	
下村 瑞生	四万十町●●●●	新任	

任期 令和6年4月1日～令和8年3月31日
 令和7年5月16日～令和8年3月31日
 (下村 瑞生)

○スポーツ基本法 抜粋

[平成二十三年六号外法律第七十八号]

(スポーツ推進委員)

第三十二条 市町村の教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。

2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則（特定地方公共団体にあつては、地方公共団体の規則）の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。

3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

○四万十町スポーツ推進委員に関する規則 抜粋

平成 18 年四万十町教育委員会規則第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 2 項の規定に基づき、スポーツ推進委員（以下「委員」という。）の職務その他スポーツ推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、次の職務を行う。

(1) 住民の求めに応じて、スポーツの実技の指導を行うこと。

(2) 住民のスポーツ活動の促進のための育成を図ること。

(3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し、協力すること。

(4) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し、求めに応じて協力すること。

(5) 住民一般に対し、スポーツについての理解を深めること。

(6) 社会体育施設の管理運営に関し、審議し、助言を行うこと。

(7) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ推進のための事業の実施に係る連絡調整及び住民に対してスポーツに関する指導助言を行うこと。

2 前項の規定により委員が分担する地域又は事項は、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、18 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の事由があるときは、同項の期間中においても委員を解嘱することができる。

3 委員は、再任されることができる。

議案第6号

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の改正について

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱を下記のとおり改正することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章

記

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱（平成28年四万十町教育長訓令第1号）を次のように改める。

第1条中「この要綱は」の次に「、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため」を加える。

第2条中「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改める。

第4条中「教職員は、旧姓を使用しようとするときは」を「旧姓を使用しようとする教職員は」に改める。

第7条第2項中「と公務の円滑な運営」を削る。

別表第1中「

(10) 健康診断に関する表簿

」を「

(10) 健康診断に関する表簿

(11) 進学・就職に関する文書等（調査書、単位修得証明書等）

」に、「

(20) 損害賠償等審査会関係書類

」を「

(20) 損害賠償等審査会関係書類

(21) 指導要録

」に、「

(13) 産業教育手当にかかる申請書

- (14) 代休日指定簿
- (15) 週休日の振替命令簿
- (16) ボランティア活動計画
- (17) 校務執行中の事故報告書
- (18) 営利企業等従事許可申請書
- (19) 兼職等認定申請書
- (20) 職務専念義務免除承認書
- (21) 休暇届・休暇承認願

」を「

- (13) 代休日指定簿
- (14) 週休日の振替命令簿
- (15) ボランティア活動計画
- (16) 公務執行中の事故報告書
- (17) 営利企業等従事許可申請書
- (18) 兼職等認定申請書
- (19) 職務専念義務免除願
- (20) 休暇届・休暇承認願

」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

旧姓を使用することができないもの

- 1 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの
 - (1) 採用辞令
 - (2) 宣誓書
 - (3) 在職証明書及び在職証明書交付願
 - (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類
- 2 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの
 - (1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類
 - (2) 共済組合関係書類
 - (3) 職員互助会関係書類
 - (4) 公務災害関係書類
 - (5) 財形貯蓄関係書類
- 3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの

許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等
- 4 私人との法律上の関係を発生させるもの

契約書、協定書

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱の一部を改正する訓令新旧対照表

改正後	改正前
<p>○四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱 平成28年3月8日教育長訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用教職員)</p> <p>第2条 この要綱は、四万十町教育委員会の所管する小中学校(以下「四万十町立小中学校」という。)に勤務する教職員(臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。以下「教職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の届出等)</p> <p>第4条 旧姓を使用しようとする教職員は、履歴事項変更届の提出に併せて旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して四万十町教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>	<p>○四万十町県費負担教職員の旧姓使用取扱要綱 平成28年3月8日教育長訓令第1号 (趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、教職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等による改正前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関する必要な事項を定めるものとする。 (適用教職員)</p> <p>第2条 この要綱は、四万十町教育委員会の所管する小中学校(以下「四万十町立小中学校」という。)に勤務する教職員(臨時的任用教職員及び非常勤職員を含む。以下「教職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の範囲)</p> <p>第3条 旧姓を使用することができるものは、法令等の規定に抵触するおそれがなく、かつ、職務遂行上又は事務処理上支障がないもので、おおむね別表第1に掲げるものとする。</p> <p>2 旧姓を使用することができないものは、旧姓を使用することにより特別な法律関係を生じるおそれのあるもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (旧姓使用の届出等)</p> <p>第4条 教職員は、旧姓を使用しようとするときは、履歴事項変更届の提出に併せて旧姓使用届(様式第1号)を校長を経由して四万十町教育長(以下「教育長」という。)に提出しなければならない。</p> <p>2 ～ 3 (略)</p>

改正後	改正前
<p>第5条・第6条 (略) (教職員及び所属長の責務)</p> <p>第7条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用に当たり、旧姓を使用することのできる文章等には統一して旧姓を使用するなど、常に児童生徒、保護者、その他町民又は職場に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 校長は、所属教職員の旧姓使用に関し適切な運用に努めなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) 旧姓を使用することができるもの</p> <p>1 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じることがなく、職務遂行上支障がないもの</p> <p>(1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 名刺 (4) 座席表 (5) 座席札 (6) ネームプレート (7) メールアドレス (8) 通知表、成績一覧表 (9) 出席簿、学級日誌、時間割表 (10) 健康診断に関する表簿 (11) 進学・就職に関する文書等 (調査書、単位修得証明書等)</p> <p>2 専ら組織内で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの</p> <p>(1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン</p>	<p>第5条・第6条 (略) (教職員及び所属長の責務)</p> <p>第7条 旧姓使用教職員は、旧姓の使用に当たり、旧姓を使用することのできる文章等には統一して旧姓を使用するなど、常に児童生徒、保護者、その他町民又は職場に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。</p> <p>2 校長は、所属教職員の旧姓使用に関し適切な運用と公務の円滑な運営に努めなければならない。</p> <p>第8条・第9条 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) 旧姓を使用することができるもの</p> <p>1 対外的にも使用されるが特別な法律関係を生じることがなく、職務遂行上支障がないもの</p> <p>(1) 職場での呼称 (2) 職員録 (3) 名刺 (4) 座席表 (5) 座席札 (6) ネームプレート (7) メールアドレス (8) 通知表、成績一覧表 (9) 出席簿、学級日誌、時間割表 (10) 健康診断に関する表簿</p> <p>2 専ら組織内で使用される文書等で、職員の同一性の確認が容易にできるもの</p> <p>(1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印又はサイン</p>

改正後	改正前
<p>(3) 復命書</p> <p>(4) 校務・事務分掌表</p> <p>(5) 事務引継書</p> <p>(6) 研修関係書類</p> <p>(7) 出勤状況報告書</p> <p>(8) 週休日及び勤務時間の割振りに関する書類</p> <p>(9) 夏期特別休暇計画表</p> <p>(10) 病状経過報告書</p> <p>(11) 傷病報告書</p> <p>(12) 自家用車公務使用登録簿</p> <p>(13) 自動車使用記録簿</p> <p>(14) 物品関係書類</p> <p>(15) 表彰関係</p> <p>(16) 教職員人事異動調書</p> <p>(17) 辞令書（採用を除く）・人事異動通知書</p> <p>(18) 分限・懲戒処分関係書類</p> <p>(19) 退職願</p> <p>(20) 損害賠償等審査会関係書類</p> <p>(21) 指導要録</p> <p>3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの</p> <p>(1) 出勤簿</p> <p>(2) 旅行命令簿兼請求書</p> <p>(3) 育児休業関係書類</p> <p>(4) 校外勤務簿</p> <p>(5) 時間外勤務等命令簿、特殊勤務整理簿、特殊勤務実績簿</p> <p>(6) 管理職特別勤務実績簿</p> <p>(7) 扶養親族届</p>	<p>(3) 復命書</p> <p>(4) 校務・事務分掌表</p> <p>(5) 事務引継書</p> <p>(6) 研修関係書類</p> <p>(7) 出勤状況報告書</p> <p>(8) 週休日及び勤務時間の割振りに関する書類</p> <p>(9) 夏期特別休暇計画表</p> <p>(10) 病状経過報告書</p> <p>(11) 傷病報告書</p> <p>(12) 自家用車公務使用登録簿</p> <p>(13) 自動車使用記録簿</p> <p>(14) 物品関係書類</p> <p>(15) 表彰関係</p> <p>(16) 教職員人事異動調書</p> <p>(17) 辞令書（採用を除く）・人事異動通知書</p> <p>(18) 分限・懲戒処分関係書類</p> <p>(19) 退職願</p> <p>(20) 損害賠償等審査会関係書類</p> <p>3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの</p> <p>(1) 出勤簿</p> <p>(2) 旅行命令簿兼請求書</p> <p>(3) 育児休業関係書類</p> <p>(4) 校外勤務簿</p> <p>(5) 時間外勤務等命令簿、特殊勤務整理簿、特殊勤務実績簿</p> <p>(6) 管理職特別勤務実績簿</p> <p>(7) 扶養親族届</p>

改正後	改正前
<p>(8) 住居届 (9) 通勤届 (10) 単身赴任届 (11) 履歴事項変更届 (12) 特勤勤務手当等に関する校長の報告、へき地等学校に勤務する職員 の住居届 (13) 代休日指定簿 (14) 週休日の振替命令簿 (15) ボランティア活動計画書 (16) 公務執行中の事故報告書 (17) 営利企業等従事許可申請書 (18) 兼職等認定申請書 (19) 職務専念義務免除願 (20) 休暇届・休暇承認願 4 その他法令等に抵触するおそれのないもの 研究論文等の発表、講演等 別表第2（第3条関係） 旧姓を使用することができないもの 1 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの (1) 採用辞令 (2) 宣誓書 (3) 在職証明書及び在職証明書交付願 (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類 2 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの</p>	<p>(8) 住居届 (9) 通勤届 (10) 単身赴任届 (11) 履歴事項変更届 (12) 特勤勤務手当等に関する校長の報告、へき地等学校に勤務する職員 の住居届 (13) 産業教育手当にかかる申請書 (14) 代休日指定簿 (15) 週休日の振替命令簿 (16) ボランティア活動計画書 (17) 校務執行中の事故報告書 (18) 営利企業等従事許可申請書 (19) 兼職等認定申請書 (20) 職務専念義務免除承認書 (21) 休暇届・休暇承認願 4 その他法令等に抵触するおそれのないもの 研究論文等の発表、講演等 別表第2（第3条関係） 旧姓を使用することができないもの 1 職員が職務上作成するもので、他に与える影響が大きいもの 指導要録、進学・就職に関する文書等 2 職員の身分等に関する文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの (1) 採用辞令 (2) 宣誓書 (3) 在職証明書及び在職証明書交付願 (4) 臨時的任用職員・非常勤職員雇用関係書類 3 職員の権利義務に係る文書等で、特別な法律関係が生じるおそれのあるもの</p>

改正後	改正前
<p>るもの</p> <p>(1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類</p> <p>(2) 共済組合関係書類</p> <p>(3) 職員互助会関係書類</p> <p>(4) 公務災害関係書類</p> <p>(5) 財形貯蓄関係書類</p> <p>3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの</p> <p>許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等</p> <p>4 私人との法律上の関係を発生させるもの</p> <p>契約書、協定書</p> <p>様式第1号 ～ 様式第4号 (略)</p>	<p>るもの</p> <p>(1) 別表第1の3に定める以外の給与、報酬及び賃金関係書類</p> <p>(2) 共済組合関係書類</p> <p>(3) 職員互助会関係書類</p> <p>(4) 公務災害関係書類</p> <p>(5) 財形貯蓄関係書類</p> <p>4 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの</p> <p>許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書等</p> <p>5 私人との法律上の関係を発生させるもの</p> <p>契約書、協定書</p> <p>様式第1号 ～ 様式第4号 (略)</p>

【改正の理由】

四万十町立小中学校に勤務する教職員（町の職員を除く。）の旧姓使用については、県立学校の教職員に準じた取扱いを本要綱で定めていくところとします。

この度、高知県立学校職員旧姓使用取扱要綱が一部改正（令和7年4月1日から施行）されたことに伴い、本要綱を改正しようとするものです。また、合わせて字句の修正等を行うこととしています。

主な改正内容：目的に「互いの個性が尊重され、働きやすい職場環境を整備するため」を追加します。

適用する教職員のうち、「非常勤職員」を「会計年度任用職員」に改めます。

旧姓使用に係る校長の責務から「公務の円滑な運営」を削除します。

旧姓を使用することができないとしていた「進学・就職に関する文書等（調査書、単位修得証明書等）」を、使用することができるようになります。

議案第7号

四万十町いじめ防止基本方針の改定について

四万十町いじめ防止基本方針を別添のように改定することについて、委員会の意見を求める。

令和7年5月15日 提出

四万十町教育長 山脇 光章